○国土交通省令第二十五号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第二条第二項第一号ロの規定に基づき、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都市開発事業が行われる区域の面積の規模） **第三条**　法第二条第二項第一号ロの国土交通省令で定める規模は、おおむね二千平方メートル（整備又は維持管理が行われる建築物の延べ面積（整備又は維持管理が行われる建築物が二以上あるときは、その延べ面積の合計）が五千平方メートル以上である場合にあっては、おおむね千平方メートル）とする。	（都市開発事業が行われる区域の面積の規模） **第三条**　法第二条第二項第一号ロの国土交通省令で定める規模は、おおむね五千平方メートルとする。

附　則

この省令は公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第四項、第二十三条の十一において準用する第五条第六項及び第二十八条の二並びに第二十九条の四の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国土交通省令で定める小型船舶） **第二条の七**　法第二条第四項の国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶は、次に掲げる船舶であつて長さ二十四メートル未満のものとする。 一　スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められるもの 二　次に掲げる基準に適合する漁船であつて、その用途、航海の態様、機関等の設備の状況その他のその航行の安全に関する事項を考慮して国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められるもの イ　沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域を航行しないものであること。 ロ　総トン数八十トン未満のものであること。 ハ　出力七百五十キロワット未満の推進機関を有するものであること。 （操縦免許の申請） **第六十六条**　操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。 一～四　（略）	（国土交通省令で定める小型船舶） **第二条の七**　法第二条第四項の国土交通省令で定める総トン数二十トン以上の船舶は、スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶として国土交通大臣が告示で定める基準に適合すると認められる長さ二十四メートル未満の船舶とする。 （新設） （新設） （操縦免許の申請） **第六十六条**　操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。 一～四　（略）